

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第1項第3号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関等の名称
株式会社マジオブルームキッズ マジオワークライセンススクール宇都宮校
- 2 登録、失効等の事由の別
事務所の名称の変更
変更前 株式会社マジオネット多摩 マジオワークライセンススクール宇都宮校
変更後 株式会社マジオブルームキッズ マジオワークライセンススクール宇都宮校
- 3 代表者の氏名
松本 義弘
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
株式会社マジオブルームキッズ マジオワークライセンススクール宇都宮校
所在地
栃木県宇都宮市平出町 3734-8
- 5 行うことができる技能講習
栃基登第221号 フォークリフト運転技能講習
栃基登第231号 小型移動式クレーン運転技能講習
栃基登第232号 玉掛け技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生年月日
令和7年4月1日

栃木労働局長

